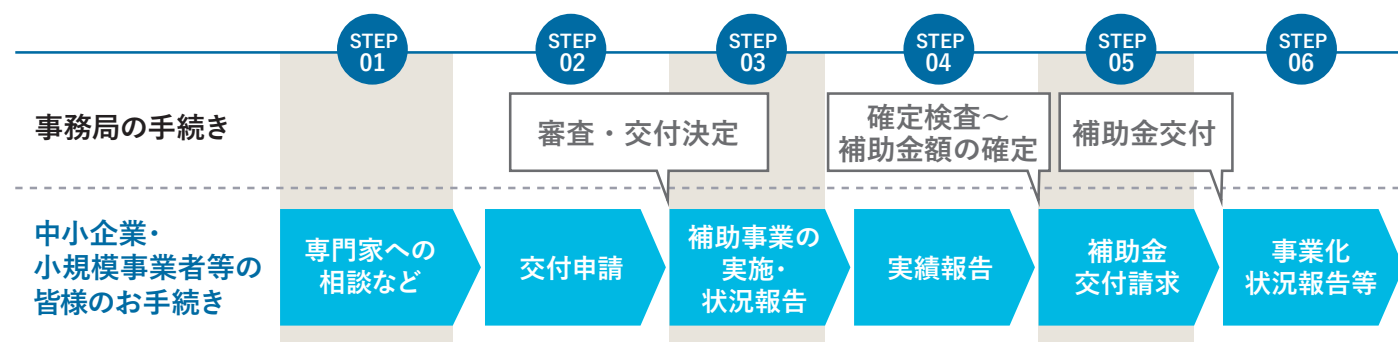
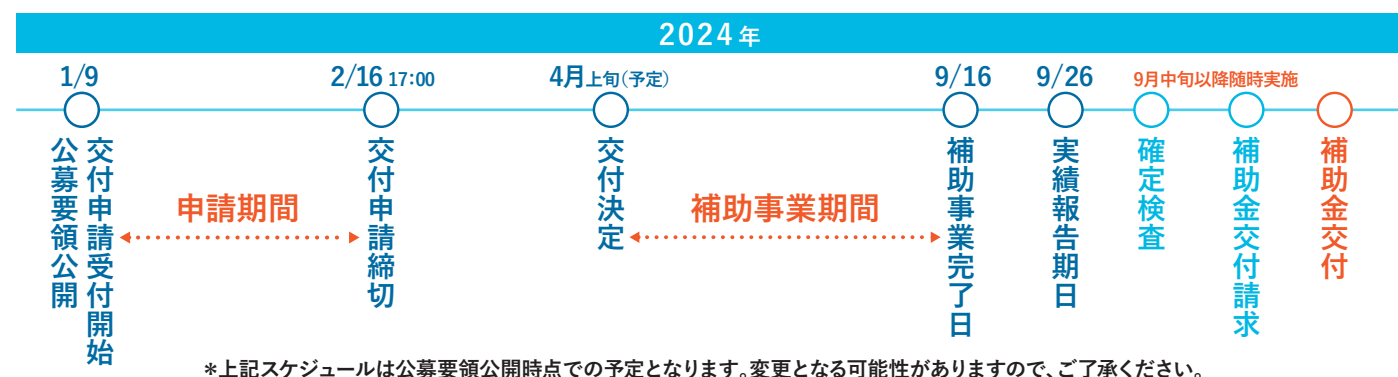


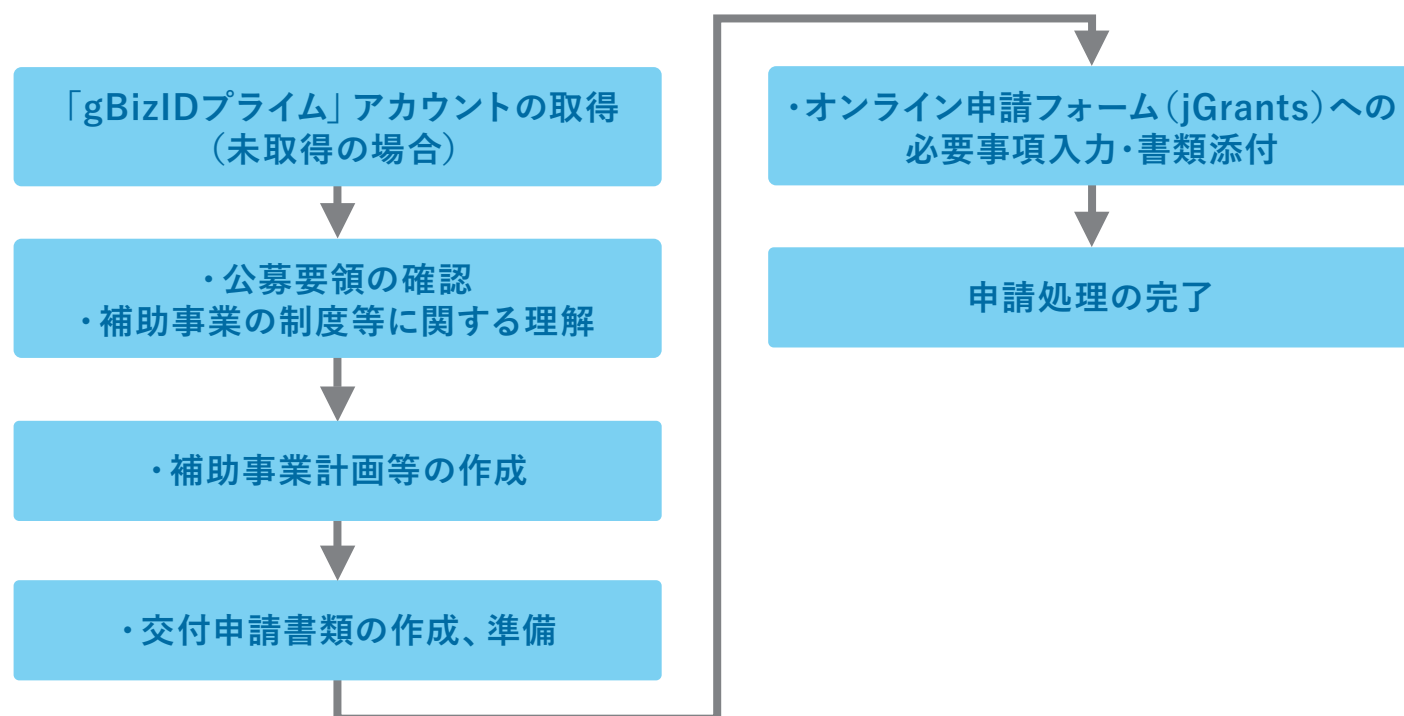
補助金交付までの流れ



8次公募 申請スケジュール



交付申請の流れ



事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



お問合せ窓口(専門家活用枠)

TEL:050-3000-3551

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

経営資源の引継ぎ先を探している中小企業者

事業再編・事業統合等を検討している中小企業者の皆様へ

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・引継ぎ補助金

専門家活用枠

8次公募
のご案内

公募要領公開

2024年1月9日(火)～

交付申請受付期間

2024年1月9日(火)～
2024年2月16日(金)
17:00

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

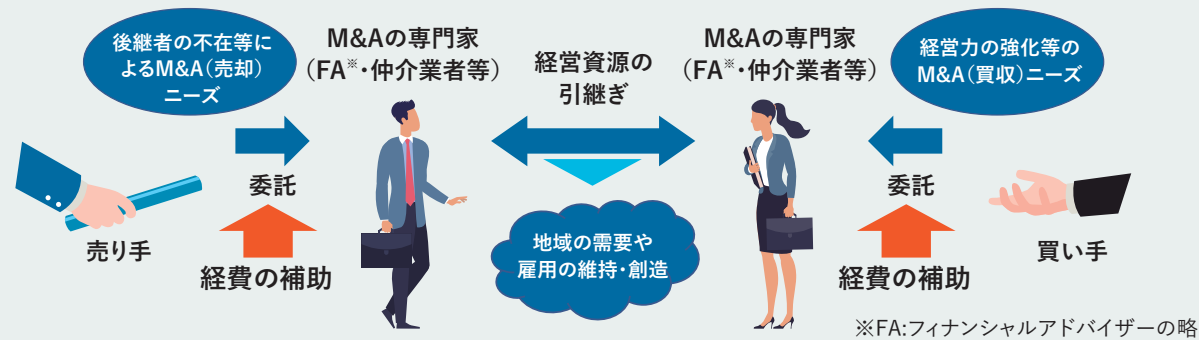


事業承継・
引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

専門家活用枠とはどんな枠ですか？

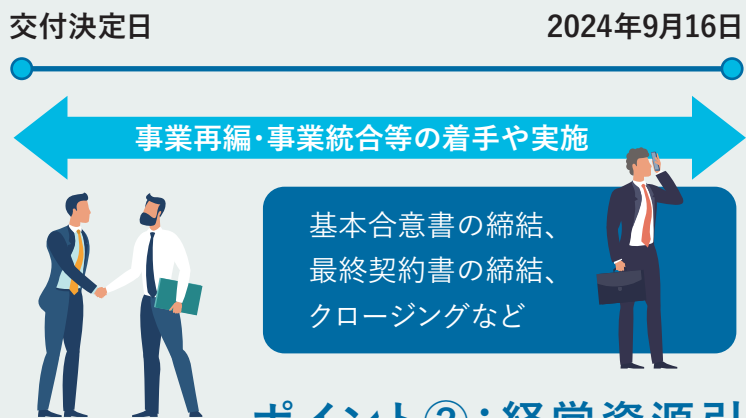
専門家活用枠とは、後継者不在や経営力強化といった経営資源引継ぎ（M&A）のニーズをもつ中小企業者が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



※FA:フィナンシャルアドバイザーの略

ポイント①:補助事業期間内に経営資源の引継ぎ（M&A）が着手もしくは実施されることが条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合に関する相手方との「基本合意書」又は「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「経営資源引継ぎの実現」とは、補助事業期間内のクロージング完了を指します。



Point

委託契約の締結時期について

事業再編・事業統合等を進めるにあたって、FA・仲介業務に関する専門家との委託契約は、補助事業期間の前に締結していても認められる場合があります

ポイント②:経営資源引継ぎの立場に応じて2つの支援類型が存在します

専門家活用枠では、経営資源引継ぎ上の立場によって、「買い手支援類型（I型）」、「売り手支援類型（II型）」の2つの類型にわかれます。

買い手支援類型（I型）

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業者

売り手支援類型（II型）

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業者

- ・同一の経営資源引継ぎにおいて、買い手支援類型（I型）と売り手支援類型（II型）から、それぞれ1申請を行うことができます
- ・過去に専門家活用型（事業）で補助金を交付された実績がある場合は、いずれの類型からでも交付申請はできません
- ・経営資源の引継ぎに伴い廃業を検討する場合は、廃業・再チャレンジ枠との併用申請が可能です



Point

売り手支援類型における共同申請について

売り手支援類型（II型）において、株式譲渡によって経営資源の引継ぎを行う場合、支配株主や株主代表が交付申請を行う（補助対象となる経費を負担する）場合は、対象会社と株主との共同申請を実施してください。共同申請を実施しない場合、株主の負担した経費は補助対象とできませんのでご注意ください。

ポイント③:経営資源引継ぎにおけるFA※・仲介業務は「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家への委託のみが補助対象となります

※フィナンシャルアドバイザー

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関に係る登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠でFA・仲介業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

M&A支援機関登録制度とは??

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

■M&A支援機関の種類(例)

- ・M&A専門業者（仲介、フィナンシャルアドバイザー）
- ・金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など）
- ・商工団体（商工会・商工会議所）
- ・士業専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など）



Point

委託費のうち、「M&A支援機関」への支払のみが補助対象となる費用

- ・着し金
- ・マーケティング費用
- ・リテナー費用
- ・基本合意時報酬
- ・成功報酬
- ・価値算定費用
- ・デューデリジェンス費用※（プレPMI費用を含む）

※DD業務のみの場合は登録は不要ですが、支援内容が実質的にFA業務又は仲介業務と同等のものと認められる場合は登録専門家のみ対象となります

補助対象となる経費の区分

委託費*	謝金	システム利用料	廃業費（併用申請時）
*FA・仲介業務に係る委託費用は、M&A登録専門家への支払のみ補助対象	旅費	保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
	外注費		

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額（廃業費）
買い手支援類型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援類型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください

Point

売り手支援類型（II型）において、以下の条件に該当する場合は、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

- ・一定の比較期間における営業利益率が、物価高等の影響により低下している場合
- ・直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の場合

Point

補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合（補助対象事業において、クロージングしなかった場合）、補助上限額は300万円以内となります